

**訪問介護における  
契約書及び重要事項説明書  
(介護保険)**

【令和7年（2025年）4月1日現在】

**医療法人 真温会  
ケアアシスタントとるう**

## 訪問介護サービス利用契約書

様（以下、「利用者」といいます）と、医療法人真温会が設置するケアアシスタントとうるう（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う指定訪問介護（以下「サービス」といいます）について、次のとおり契約を結びます。

### 第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

### 第2条（契約期間）

1. この契約の契約期間は 年 月 日 から、利用者の介護保険証有効期間満了日までとします。
2. 利用者から事業者に対し、契約満了日の2日前までに文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

### 第3条（訪問介護計画の作成・変更）

1. 事業者は、利用者の心身状況・日常生活全般の状況および希望を踏まえ、訪問介護計画を作成します。
2. 事業所は、利用者がサービスの内容や提供方法などの変更を希望する場合には、その変更がケアプランの範囲内で可能なときは、サービス計画の変更を行います。
3. 事業者は、訪問介護計画の内容を、利用者およびその家族に対して説明を行い、利用者およびその家族の同意を得るものとします。
4. 事業者は、前項の訪問看護計画の変更を行う場合、利用者およびその家族に対して書面を交付して説明を行い、利用者およびその家族の同意を得るものとします。

### 第4条（サービスの内容・変更）

1. 事業所が提供するサービスの具体的内容については、[重要事項説明書]のとおりです。事業所は、第3条に定めたサービス計画に沿ってサービスを提供します。
2. 事業所は、サービスの提供にあたり、その内容について利用者に説明し、同意を得るものとします。
3. 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業所に申し入れることができます。その場合、事業所は、可能な限り利用者の希望に沿うようにします。

### 第5条（料金）

1. 利用者は、訪問看護のサービスの対価として、【料金表】に定める利用単位ごとの料金に基づき、算定された月毎の合計金額を事業者に支払います。
2. サービス利用料金は1ヶ月毎に計算し、口座振替にて翌月27日（金融機関休業日の場合は翌営業日）にお支払いいただきます。毎月月初に請求書を発行し、入金確認後領収書を発行いたします。  
新規の利用者や諸事情により振替ができなかった場合は翌月に2ヶ月分まとめて引落としになる場合があります。

通帳への記帳は『ケアトウルウ』となります。

3. その他保険外のサービスについては料金を別途定め、事前に提示します。
4. 利用者の居宅において、サービスを提供するために使用する、水道・ガス・電気・電話などの費用は、利用者の負担とします。

#### 第6条（料金の変更）

1. 事業者は、利用者に対して、文書で通知することにより、利用単位ごとの料金の変更（増額または減額）を申し入れることができます。
2. 利用者が料金の変更を承諾する場合は、新たな料金に基づく【料金表】を作成し、おわたします。
3. 利用者は、料金の変更を承諾しない場合は、事業者に対し文書で通知することにより、契約を解約できます。

#### 第7条（緊急時の対応）

事業者は、訪問介護のサービスを提供しているときに、利用者の病状に急変が生じた場合、またはその他必要な場合は、速やかに主治医または家族へ連絡するとともに、その他必要な措置を講じます。

#### 第8条（守秘義務・秘密保持）

1. 事業者および事業者に従事する者は、サービス提供をする上で知り得た、利用者およびその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続されます。
2. 事業者は、利用者およびその家族の有する問題や、解決すべき課題などについて話し合うためのサービス担当者会議において、利用者およびその家族の個人情報や、情報を共有するために用いることを、本契約をもって同意したとみなします。

#### 第9条（サービス提供の記録）

1. 事業者は、訪問介護のサービス実施ごとに内容を記録簿に記入し、サービス終了時に利用者およびその家族の確認を受けることとします。
2. 事業者は、利用者の訪問介護のサービス実施記録簿を作成し、この契約の終了後も5年間保管します。
3. 利用者およびその家族は、当該利用者にかかる第2項のサービス実施記録簿の複写物の交付を受けることができます。ただし、複写物にかかる費用については印刷費用の実費を利用者またはその家族が支払います。

#### 第10条（損害賠償責任）

1. 事業者は、訪問介護のサービス提供にともない、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、利用者に対してその損害を賠償します。ただし、事業者に故意・過失がない場合はこの限りではありません。
2. 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
  - ① 利用者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
  - ② 利用者が、利用者へのサービスの実施のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生

した場合

③ 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合

④ 利用者が、事業者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

#### 第11条（身分証携行義務）

訪問介護のサービス従事者は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者またはその家族から提示を求められた場合、いつでも身分証を提示します。

#### 第12条（契約の終了）

利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

① 利用者が死亡した場合

② 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判断された場合

③ 利用者が介護保険施設や医療機関等へ入所または入院をした場合

④ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

⑤ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

#### 第13条（利用者からの契約解除）

利用者は、事業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

① 事業者が正当な理由なく本契約に定める訪問介護サービスを実施しない場合

② 事業者が第8条に定める守秘義務に違反した場合

③ 事業者が故意または過失により利用者の身体・財産信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

#### 第14条（事業者からの契約解除）

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

① 利用者が契約締結時に、利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知等を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

② 利用者による第六条に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた督促にもかかわらずこれが支払われない場合

③ 利用者が、故意又は重大な過失により事業者の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

#### 第15条（連携）

事業者は、訪問介護のサービス提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

#### 第 16 条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者およびその家族からの相談・苦情などに対応する窓口を設置し、事業者が提供した訪問介護

のサービスに関する利用者の要望・苦情などに対し、迅速かつ誠実に対応を行います。

#### 第 17 条（本契約に定めのない事項）

1. 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他関係諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

#### 第 18 条（裁判管轄）

この契約に関して、やむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、事業者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることとし、予め合意します。

## 重要事項説明書（指定訪問介護事業）

- 事業者概要

|         |                     |
|---------|---------------------|
| 名 称     | 医療法人 真温会            |
| 所 在 地   | 千葉県八千代市緑が丘西 3-13-21 |
| 法 人 種 別 | 医療法人                |
| 代 表 者 名 | 吉岡倫太郎               |
| 電 話 番 号 | 047-411-6020        |

- 利用事業所

|                   |                      |
|-------------------|----------------------|
| 名 称               | ケアアシスタントとうるう         |
| 指 定 番 号           | 1272603943           |
| 所 在 地             | 千葉県八千代市緑が丘西 3-13-21  |
| 電 話 番 号           | 047-481-8605         |
| 通 常 の 事 業 の 実 施 域 | 八千代市・船橋市、その他の地域(応相談) |

- 事業の目的と運営方針

|           |                                                                                                                                                                                                 |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事 業 の 目 的 | 医療法人真温会が設置運営するケアアシスタントとうるう（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所で指定訪問介護（以下「サービス」という。）の提供に当たる者（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。 |
| 運 営 の 方 針 | 事業所の従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うものとする。                                                                                                    |

- 従業者の職員体制

| 職 種           | 資格要件・員数                                                                     | 職務内容      |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 管 理 者         | 常勤 1 名（兼務）                                                                  | 管理        |
| サ ー ビ ス 提 供 者 | 介護福祉士、訪問介護員養成研修 1 級、介護職員実務者研修、介護職員基礎研修課程修了者のいずれかの資格、またはこれと同等の能力を有する者を 1 名以上 | サービス提供の管理 |

|        |                                                                                                      |         |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 訪問介護員等 | 介護福祉士、介護職員初任者研修、介護職員実務者研修、介護職員基礎研修課程修了者、訪問介護員養成研修1級・2級、看護師、准看護師のいずれかの資格、またはこれと同等の能力を有する者を常勤換算法で2.5以上 | 訪問介護の提供 |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|

● 営業日、および営業時間

|      |                             |
|------|-----------------------------|
| 営業日  | 月曜日～金曜日（祝日を除く）              |
| 休日   | 土日祝日、8月13日～15日、12月30日～1月3日） |
| 営業時間 | 9時00分～17時00分                |

● サービス内容および利用料その他費用の額

(1) サービスの内容

|      |                                                                   |
|------|-------------------------------------------------------------------|
| 身体介護 | 起床、就寝、体位交換、食事、水分補給、排泄、衣服着脱、入浴、清拭、洗髪、通院、その他必要な身体の見守り、自立支援の為の見守りの援助 |
| 生活援助 | 調理、買い物、衣類の洗濯・補修、居室等の掃除、その他必要な生活援助等                                |
| その他  | 生活・介護に関する相談・助言、関係機関等の連絡、その他必要な相談・助言等                              |

|                                              |                     |               |             |             |        |
|----------------------------------------------|---------------------|---------------|-------------|-------------|--------|
| 利用料金(1単位＝10.7円で算出しています。)                     |                     |               |             |             |        |
| 要介護 1～5<br>基本料金                              | 時間                  | 利用料<br>(介護報酬) | 1割負担        | 2割負担        | 3割負担   |
| 身体介護                                         | 20分未満               | 1744円         | 174円        | 348円        | 522円   |
|                                              | 20分～30分未満           | 2610円         | 261円        | 522円        | 783円   |
|                                              | 30分～1時間未満           | 4140円         | 414円        | 828円        | 1242円  |
|                                              | 1時間以上～<br>+30分を増す毎に | 6066円         | 606円        | 1212円       | 1818円  |
| 生活援助                                         | 20分～45分未満           | 1915円         | 191円        | 382円        | 573円   |
|                                              | 45分以上               | 2354円         | 235円        | 470円        | 705円   |
| <加算料金>                                       |                     | 利用料           | 1割負担        | 2割負担        | 3割負担   |
| 緊急時訪問加算                                      |                     | 1000円         | 100円        | 200円        | 300円   |
| 初回加算                                         |                     | 2000円         | 200円        | 400円        | 600円   |
| 口腔連携強化加算                                     |                     | 500円          | 50円         | 100円        | 150円   |
| 認知症専門ケア加算Ⅰ                                   |                     | 30円           | 3円          | 6円          | 9円     |
| 認知症専門ケア加算Ⅱ                                   |                     | 40円           | 4円          | 8円          | 12円    |
| 特定事業所加算(千葉県指定の算定要件に基づく)                      |                     |               |             |             |        |
| 加算区分                                         | 加算率                 | 加算区分          | 加算率         | 加算区分        | 加算率    |
| 特定事業所加算Ⅰ                                     | 20%                 | 特定事業所加算Ⅲ      | 10%         | 特定事業所加算Ⅴ    | 3%     |
| 特定事業所加算Ⅱ                                     | 10%                 | 特定事業所Ⅳ        | 3%          |             |        |
| 基本料金にたいして算定の加算(この加算は区分支給限度基準額の算定対象から除外されます。) |                     |               |             |             |        |
| 加算                                           | 介護職員処遇改善加算Ⅰ         | 介護職員処遇改善加算Ⅱ   | 介護職員処遇改善加算Ⅲ | 介護職員処遇改善加算Ⅳ |        |
| 算定率                                          | 24.50%              | 22.40%        |             | 18.20%      | 14.50% |

- ・法定代理受領サービスであるときは介護保険法に基づく介護報酬の告示上の額の負担割合に応じた額となります。ただし、介護保険の給付範囲を超えたサービス利用分は、全額自己負担となります。
- ・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業所に支払われない場合があります。その場合は一旦介護保険適用外の料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。後日、サービス提供証明書を市区町村に提出すると差額の払い戻しを受けることが出来ます。

※事業所の所在地により地域加算料金として下記の単価にて料金を算出します。

| 事業所所在地 |      | 分類 | 1 単位あたりの金額 |
|--------|------|----|------------|
| 八千代市   | 5 級地 |    | 10.7 円     |
| 船橋市    | 4 級地 |    | 10.84 円    |

下記に定める時間帯には区分に応じて割増料金をいただきます。(介護保険法に定める報酬額)

| 区 分   | 時 間                                       | 割り増し額 |
|-------|-------------------------------------------|-------|
| 早朝・夜間 | 6 時 00 分～8 時 00 分、18 時 00 分～<br>22 時 00 分 | 25%増し |
| 深 夜   | 22 時 00 分～6 時 00 分                        | 50%増し |

#### (4) その他の費用

##### ①交通費

サービスの実施地域にお住まいの方は無料です。通常の事業の実施地域以外の場合には従業者が訪問するための交通費を実費にて頂きます。

##### ②通院介助などで交通機関等を利用した場合、従業者の交通費は利用者のご負担になります。

※なお買い物代行サービスにおきまして原則、従業者は徒歩・自転車に対応させていただきます。

買い物場所が遠方などの理由により万が一、交通機関や従業者の車両などの対応希望がある場合、交通費は利用者のご負担になります。(従業者の車両に関しては1 台 25 円(税抜)で設定しております。)

##### ③利用者の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気、電話、その他消耗品等の費用は利用者の負担になります。

##### ④利用者は文書でお申し出下さればいつでも無料にて解約ができます。

##### ⑤記録の複写費等は、当該複写実費分の費用の支払いを受けるものとします。

(5) キャンセルについて

①キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡下さい。当日のキャンセルはキャンセル料を頂きますのでご了承ください。ただし、利用者の容態の急変や急な入院等、緊急でやむを得ない事情がある場合は請求いたしません。

- ・利用日の前の営業日の 17 時までに申し出があった場合・・・無料
- ・利用日の前の営業日の 17 時までに申し出がなかった場合、当日の申し出、または申し出なく不在の場合・・・料金表

(6) 料金の支払方法

1 ヶ月の利用料金をまとめて、原則として口座引き落としとさせていただきます。(振り込みの場合手数料は利用者負担となります。)引き落としに関してはサービス提供月の翌月 27 日(休日、祝日の場合は翌営業日)に引き落としされます。

● サービスの利用のための留意事項

- ①交通事情により訪問時間が多少前後する場合がありますがご了承下さい。
- ②サービス期間中、当事業所の従業員の同行研修を行う場合があります。
- ③誠に恐縮ではございますが、お茶・お菓子などの心遣いをご遠慮下さい。
- ④事業所の都合によって訪問する従業員をやむをえず変更する場合がありますのでご了承ください。

- 緊急時の対応従業員は、サービスを実施中に、利用者が急変、その他緊急事態が生じた場合は、やかに管理者及び主治医に報告し、その指示に従って適切に対応致します。また、必要に応じて緊急連絡先に連絡を取る等、必要な措置を行います。

● 虐待の防止・身体拘束等の禁止のための措置

事業所は、利用者に対する虐待の未然防止と早期発見に努めるため、迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとします。また、虐待を発見した場合は、地域包括支援センター及び市役所等へ報告いたします。

(1)虐待防止に関する責任者の選定をしています。【担当 内野】

- 従業員に対す虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施。
- 虐待防止対策委員会/身体拘束等適正化対策委員会の定期的な開催。

- 第三者評価について

事業所は、第三者評価を実施しておりません。

- サービス内容に関する苦情

(1) 事業所ご利用に関する相談・苦情担当

担当窓口：内野 連絡先：047-481-8605

(2) その他

当事業所以外に、市区町村の相談・苦情窓口等に苦情を申し出ることができます。

国民健康保険団体連合会 担当課 介護保険課苦情処理係 電話 043-254-7428

八千代市役所 担当課 長寿支援課 電話 047-483-1151

船橋市役所 担当課 介護保険課 電話 047-436-2304

【事業所】

年 月 日

サービスの提供にあたり、利用者に対して重要事項を説明しました。

〔住 所〕 千葉県八千代市緑が丘西 3-13-21

〔名 称〕 ケアアシスタントとうるう

〔代表者名〕 理事長 吉岡倫太郎

〔代理人〕 〔説明者〕

【利用者】私は、事業所から利用契約内容、及び重要事項の

説明を受けケアアシスタントとうるうのサービス提供開始に同意します。

〔住 所〕 \_\_\_\_\_

〔氏 名〕 \_\_\_\_\_

【代理人】〔住 所〕 \_\_\_\_\_

〔氏 名〕 \_\_\_\_\_ 本人との関係

( )